

7-⑮ 幼児教育の充実を図るとともに家庭教育や子育ての支援を推進する

**取組 3 5 市町村や民間団体と連携した家庭教育支援の推進**

【担当所属：生涯学習課 総合教育センター 義務教育課 少子化対策・青少年課】

**1 現状**

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的な倫理観、社会的なマナー、自制心及び自律心等を育成する上で、重要な役割を担っています。しかし、近年、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっていることから、家庭教育に第一義的責任を有している保護者の自主性を尊重しながら、県として家庭教育を支援しています。

(1) 家庭を取り巻く環境

① 国民生活基礎調査（厚生労働省）から見る子育て環境の変化

年度	H19	H23	増減
平均世帯人数 (人)	2.63	2.58	-0.05
三世帯世帯の割合 (%)	20.0	17.2	-2.8
ひとり親世帯の割合 (%)	6.8	7.4	+0.6

② 児童虐待の状況（児童相談所による受案件数）

- i 平成14年度(335件)→平成19年度(616件)→平成24年度(658件)と増加しています。
- ii 未就学乳幼児(39%)、小学生(39%)への虐待が多くなっています。
- iii 主な虐待者は、実母(60%)、実父(23%)が多くなっています。

③ 県内の家庭教育支援の状況（平成25年7月アンケート結果より）

地域の子育て中の保護者の交流、相談事業、情報提供等を行っていますが、県内の幼稚園、保育所、NPO、公民館、児童館、子育て支援センター等へのアンケート調査の結果、保護者の不安に応える対応や情報収集等に課題をもち、今後、子育て支援の現状と課題や具体的な方策、相談技術等を学びたい、他の団体の情報を知り、情報交換をしたいと考えている支援者が多いことが分かりました。

④ 「家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書概要」（文部科学省生涯学習局 平成24年3月）において、家庭教育支援における都道府県の役割として、広域的ネットワークの構築と人材育成が挙げられています。

(2) 家庭に対する啓発活動

- ① 親子の心のふれあいや共に行動する機会が少なくなっていることから、愛情と信頼に結ばれた明るい家庭づくりを心がけるようにするため、毎月第1日曜日を「家庭の日」としています。
- ② 子育てを支える家族や地域の大切さについて理解を深めてもらうため、11月の第3日曜日を「家族の日」としています。

(3) 幼児教育センターによる取組

① まちかど子育て会議による家庭教育支援

年度	H20	H21	H22	H23	H24
実施回数(回)	9	10	11	8	8
参加者数(人)	815	509	563	226	158

② 子育て相談（電話・来所・訪問の合計）

年度	H21	H22	H23	H24
実施回数(回)	193	152	124	172

※繰り返し相談があった場合には、1回としてカウント

(4) 生涯学習センターによる取組

悩みを抱える子どもや保護者等に対して、様々な機関が相談窓口を設けていますが、生涯学習センターでは、幼児期から高校生くらいまでの子どもを持つ保護者や児童生徒を対象に、育児、しつけ及び健康等、家庭教育上生ずる様々な悩みについて、電話による相談に応じています。

※家庭教育電話相談「よい子のダイヤル」（H24相談件数）2,018件

(5) 放課後子ども教室

教育活動サポーター、教育活動推進員及びコーディネーターを学校等に配置し、主に小学生を対象として、平日の放課後等に学習機会の提供、スポーツや文化活動等の様々な体験活動及び地域住民との交流活動等を実施しています。 ※放課後子ども教室実施状況（H25）19市町村97教室

**2 課題**

- (1) 基本的な生活習慣の定着、自立心の育成、心身の調和のとれた発達等に大きな役割を担う家庭教育を推進すること
- (2) 相談内容の多様化・複雑化に伴い、関係機関と連携を図り相談体制を一層充実させること
- (3) 保護者への家庭教育支援を充実するため、関係部局や関係機関が連携し、各地域の家庭教育支援者を育成すること
- (4) 子育てをはじめとした家庭教育支援に対する理解を促すため、企業や民間団体との連携を推進すること
- (5) 「放課後児童クラブ」と連携した「放課後子ども教室」を引き続き推進し、児童の安全・安心な放課後の環境整備に向けた総合的な取組を推進すること

### 3 取組の方向

- (1) 家庭の役割の重要性を改めて認識し、家族の絆を深め、社会的自立に向けた適切な人間関係を築くために、家庭教育に関する啓発普及の推進に取り組みます。
- (2) 子育てへの不安の解消や様々な障害等への早期対応、相談内容の多様化への対応の視点から、保護者が教育関係機関だけでなく、医療や福祉関係機関ともつながりがもてるよう、相談体制の充実や各関係機関との一層の連携、各相談窓口の特徴等の広報に努めます。
- (3) 家庭教育について保護者の学習の機会を提供していきます。
- (4) 子育て応援企業等に働きかけ、企業内で家庭教育について学ぶ機会を増やします。
- (5) 学校等を活用した児童の居場所づくりを支援します。



放課後子ども教室の風景

### 4 主な取組内容

- (1) 「家庭の日」について、絵画・ポスター・標語を普及啓発作品として募集し、作品を展示するとともに、優秀作品を表彰します。
- (2) 「家族の日」の広報を行うとともに、県内の中・高校生から、身近な幼児や児童とのふれあいを通して感じたことを「ぐんまこどもふれあい大賞」作文として募集し、優秀作品を表彰します。
- (3) 新たな家庭教育支援施策や家庭教育に係る条例制定等について、先進事例等の情報収集を行うとともに、PTAや市町村等と意見交換を行います。
- (4) 幼児教育相談事業の継続と関係各所との連携を図ります。特に、虐待が疑われるケースは、児童相談所と連携し、未然防止を図ります。また、必要に応じて来所相談だけでなく、訪問相談等のアウトリーチ（※1）支援を行います。
- (5) 「よい子のダイヤル」においては、チラシ等により相談窓口の主たる対象者及び相談内容等を明示して県民に周知するとともに、相談の早期解決のため、様々な相談事例をデータベース化し、Webページ上で公開します。
- (6) 「ぐんま幼児教育プラン」及び「就学前のぐんまの子どもはぐくみガイド2014」に基づく家庭教育支援のための取組を推進します。
- (7) 保護者への家庭教育支援が充実するよう、各地域、園の担当者同士が学び合う機会として「家庭教育充実のための地域で取り組む子育て支援者研修会」を県内の希望する地区及び総合教育センターで実施します。
- (8) 地域等の要請に応じて実施する「まちかど子育て会議」や家庭教育学級等の講師としての保育アドバイザーの派遣を充実します。
- (9) 学級懇談会、地域ボランティアの活用等、学校が有する機会において、家庭教育に関する情報提供等を行います。
- (10) 生涯学習センターによる家庭教育指導者の養成及びぐんま家庭教育応援企業の登録促進等により、家庭教育支援を進めます。
- (11) 企業に出向き、家庭教育の大切さ、父親の育児の大切さを伝えます。
- (12) 放課後子ども教室の全県的な整備を促進します。

※1 アウトリーチ：公共機関等が行う地域への出張サービス

### 5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 子育て支援者研修会への参加者数	50人	150人
(2) 家庭教育カウンセリング専門講座修了者の計画推進期間中の累計数	246人(H21～25)	300人(H26～30)

### 6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 放課後児童クラブでは、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に対して放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図っています。(子育て支援課)
- (2) ぐんまちょい得キッズパスポートにより、すべての子育て家庭を、地域、企業、行政が一体となって、社会全体で応援する取組を進めています。【取組34再掲】(少子化対策・青少年課)